

理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人井内アジア留学生記念財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第27条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称いかんを問わず、報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会及び評議員会（以下「会議」という。）への出席に係る対価として、報酬等を支給する。

- 2 第1項の規定に関わらず、役員等から報酬等辞退の申し出があった場合は、報酬等を支払わないものとする。

(報酬等の種類及び額の決定)

第4条 この法人は、定款第14条に定める金額の範囲内で、評議員会に出席した評議員に対し、出席に係る報酬等として一人1日につき1万円（源泉徴収税額控除前の額）を支払うものとする。

- 2 この法人は、会議に出席した役員に対し、出席に係る報酬等として一人1日につき1万円（源泉徴収税額控除前の額）を支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬等は、会議の開催日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、役員等本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(会議の開催にかかる交通費)

第7条 会議の開催に係る交通費については、実費を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年10月28日より施行する。